

御前崎市
介護保険制度における
住宅改修の手引き



平成30年12月版
御前崎市健康福祉部高齢者支援課

目 次

1	介護保険制度における住宅改修費支給制度について	1
2	対象要件	2
3	支給限度基準額	3
4	支払方法	6
5	手続きの流れ	7
6	手続きの流れ【図解】	8
7	事前申請時の提出書類と留意点	9
8	申請書類に関する留意点	10
9	住宅改修が支給できない・一部支給となる場合	12

1 介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）

住宅改修費支給制度は、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）を受けている人が、住みなれた自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部を支給する制度です。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象となります。

支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。本人・家族・介護者にとって効率的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前に、必ずケアマネジャーに御相談ください。

【住宅改修の種類】

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

《留意点》

➤ 住宅改修業者について

住宅改修業者に静岡県や御前崎市の指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較検討したうえで業者を選ぶようにしてください。

➤ 施行後のトラブルについて

施行後のトラブルについては、被保険者もしくは家族が業者と交渉することになるため、アフターサービスについても確認しておく必要があります。

➤ 住宅改修の効果の確認について

施行後は、担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。

2 対象要件

御前崎市の被保険者であり、以下の対象要件を全て満たし、心身や住宅の状況等から住宅改修が必要なため、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きをせずに着工した場合は、原則、支給対象になりませんので、注意してください。

- (1) 要介護認定を受けており、工事の着工日と完了日が共に認定有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること（入院・入所・外泊は原則不可）。
- (4) 改修内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、御前崎市に事前承認されていること。

《留意点》

➤ 介護認定中または入院中や施設入所中の人について

介護認定申請中または入院中や施設入所中の人、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。

（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。

➤ 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

➤ 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

➤ ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者毎に支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

➤ 支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である御前崎市が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると若干判断が異なる場合があります。（他市では対象となった工事でも非対象となることやその逆もありえます。）

3 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。このため、20万円までの支給限度基準額の範囲内で対象となる工事費の1割から3割と上限額を超えた費用が利用者負担となります。

※被保険者の負担割合により介護給付上限額が異なりますので注意してください。
負担割合については負担割合証を確認してください。

<u>支給限度基準額 20万円</u> 内訳：(1割負担) 介護保険給付上限額18万円、自己負担額2万円 (2割負担) 介護保険給付上限額16万円、自己負担額4万円 (3割負担) 介護保険給付上限額14万円、自己負担額6万円

支給限度基準額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて申請することもできます。

また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合には、支給限度基準額の再度の利用が認められる場合があります。詳細は下記の通り。

<3段階リセットの例外>※この例外は1回限りです。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第1段階	要支援1又は経過的要介護 (H18.4.1以前は要支援)
第2段階	要支援2又は要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準にし、上表「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった（要介護状態区分が3段階以上重くなった）場合、再び支給限度基準額20万円の範囲内で申請が可能になります。ただし、「3段階リセットの例外」は被保険者に対して1回しか適用されません。

(適用パターン)

〔初回の住宅改修着工日〕

- ・第1段階（要支援1又は経過的要介護）
- ・第2段階（要支援2又は要介護1）
- ・第3段階（要介護2）

〔追加の住宅改修着工日〕

- ⇒ 第4段階以上（要介護3以上）
- ⇒ 第5段階以上（要介護4以上）
- ⇒ 第6段階（要介護5）

[例：3段階リセットの例外が適用となる場合]

	初回	2回目	3回目
住宅改修着工 時点の状態区分	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	介護4 (第5段階)
改修前の支給限度 基準額の残額：①	20万円	10万円	20万円 ※3段階リセット適用
工事費用（介護保 険対象部分）：②	10万円	10万円	※初めて住宅改修を行った要介護 1を基準として「介護の必要の程 度」の段階が3段階上がっている ため、再度20万円までの支給が 可能となります。
改修後の支給限度 度基準額の残額： ① - ②	10万円	0円	

[例2：3段階リセットの例外が適用とならない場合]

	初回	2回目	3回目
住宅改修着工時点 の状態区分	要介護3 (第4段階)	要介護1 (第2段階)	介護4 (第5段階)
改修前の支給限度 基準額の残額：①	20万円	10万円	0円 ※3段階リセット適用不可
工事費用（介護保 険対象部分）：②	10万円	10万円	※初めて住宅改修を行った要介護 3が基準となるので「介護の必要 の程度」の段階は3段階上がって いることにはならず、3段階リセ ットの適用はありません。
改修後の支給限度 度基準額の残額： ① - ②	10万円	0円	

<転居リセットの例外>

転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用していても、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また3段階リセットの例外も転居後の住宅で初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分が基準となるため、再度適用することが可能となります。

[「転居リセットの例外」と「3段階リセットの例外」共に適用となる場合①]

	転居前	転居後	
	初回	2回目	3回目
住宅改修着工時の状態区分	要介護1 (第1段階)	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)
改修前の支給限度基準額の残額	20万円	20万円 転居リセット適用	20万円 3段階リセット適用
工事費用 (介護保険対象部分)	10万円	20万円	転居後の住宅について、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要性の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となります。
工事費用 (介護保険対象部分)	10万円	0円	

[「転居リセットの例外」と「3段階リセットの例外」共に適用となる場合②]

転居後、転居前の住宅に戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。3段階リセットの基準となる要介護区分も転居前のものが適用されます。

	転居前	転居後	再び転居前住宅に戻る	
	初回	2回目	3回目	4回目
住宅改修着工時の状態区分	要介護1 (第1段階)	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)
改修前の支給限度基準額の残額	20万円	20万円 転居リセット適用	5万円 転居前住宅に係る支給状況が復活	20万円 3段階リセット適用
工事費用 (介護保険対象部分)	15万円	20万円	5万円	転居前の住宅について、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要性の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となります。
工事費用 (介護保険対象部分)	5万円	0円	0円	

4 支払方法

支払方法には、償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

(1) 償還払い方式

利用者（被保険者）がいったん、改修費用全額を施工業者に支払い、給付対象部分9割（負担割合により異なる）の金額が後日、御前崎市から利用者へ給付されます。

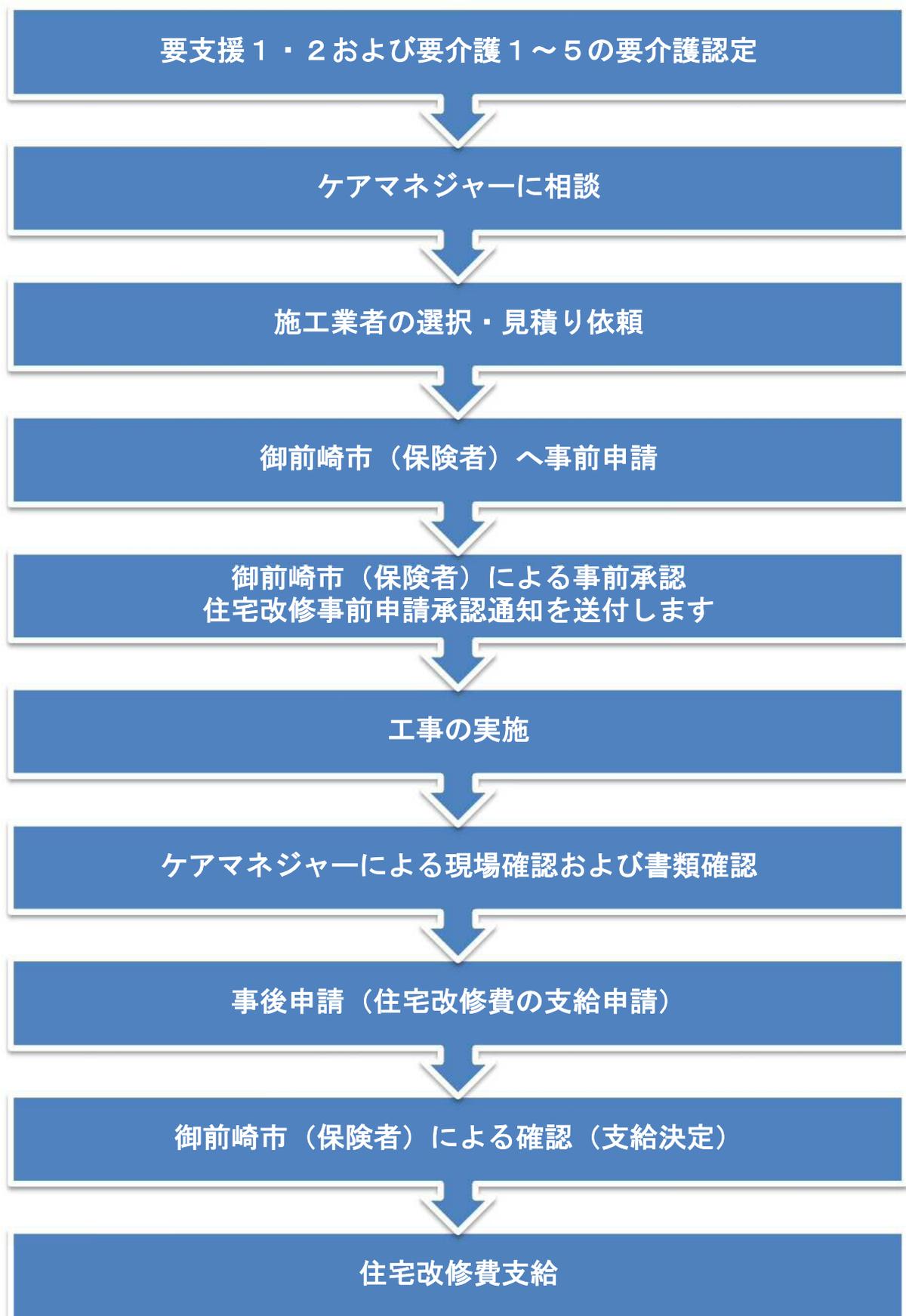
(2) 受領委任払い方式

介護保険対象の住宅改修に係る費用（給付対象部分）のうち、利用者は自己負担分の金額のみを施工業者に支払えば良い方法です。（残りの分については直接施工業者に支払われます。）

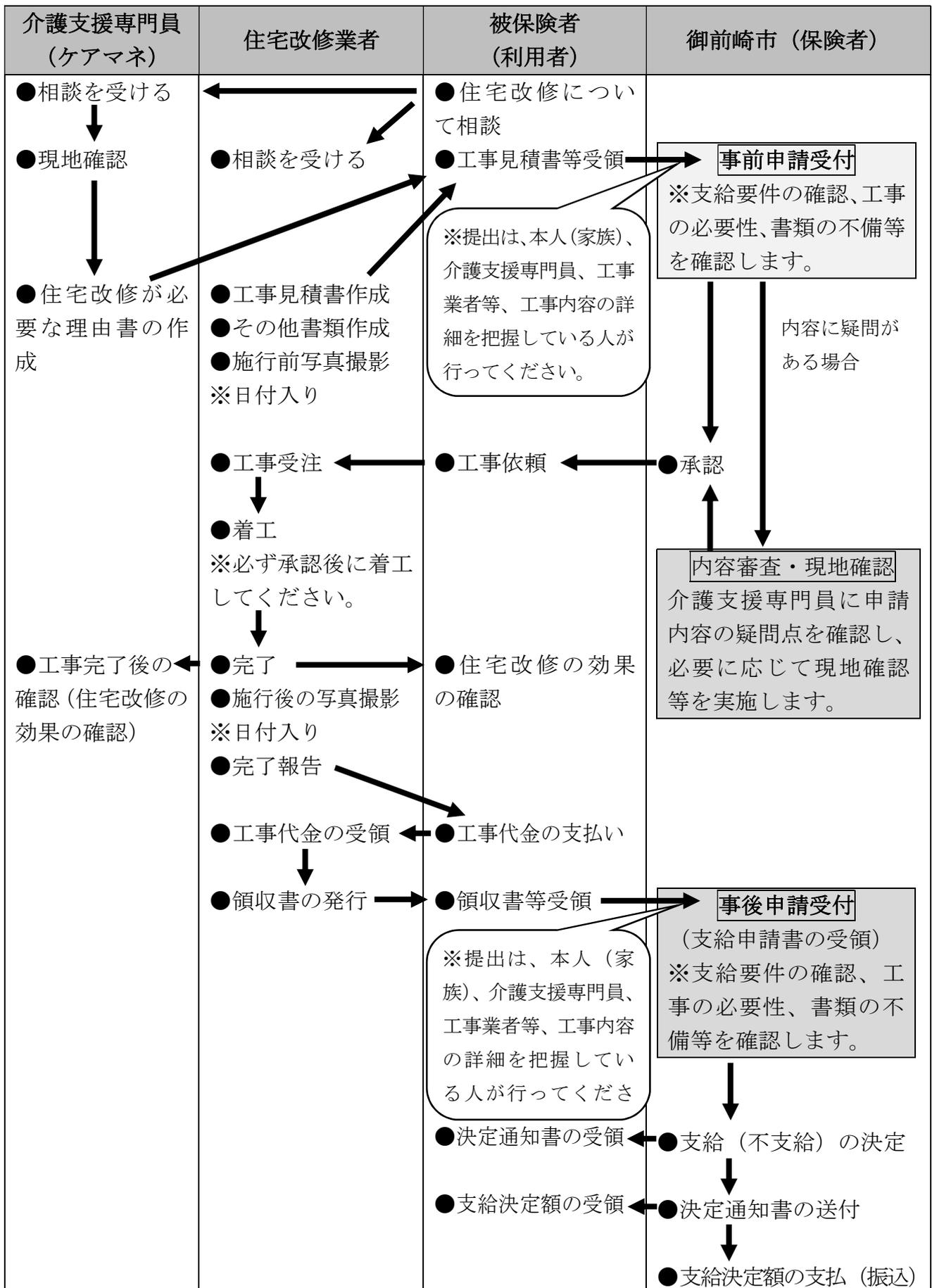
※現在、御前崎市が採用しているのは「償還払い方式」のみとなります。「受領委任払い方式」での支給は行いませんので御注意ください。

※住宅改修費の事前申請書類については、受付日から2年間を経過しても事後申請（本申請）が行われない場合、事前申請を取り下げたものとみなし、破棄させていただきます。あらかじめご了承ください。

5. 手続きの流れ



6 手続きの流れ【図解】



7. 事前申請時の提出書類と留意点

(1) 住宅改修申出書・住宅改修が必要な理由書

- ・記入が必要な全ての項目が記載されていること。
- ・被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致していること
- ・身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記載されていること。
- ・改修内容が介護保険対象者として妥当であること
- ・入院中または入所中の場合、退院または退所予定日が記載されていること（分かる範囲で）
- ・退院前訪問指導を実施している場合は、専門職からの指導内容がわかる資料

(2) 住宅改修の確認書・承諾書

- ・記入が必要な全ての項目が記載され、押印があること
- ・所有者が異なる場合、承諾者の押印があること

(3) 工事見積書（工事費内訳書）

- ・改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等を区分して記載されていること
- ・1つの部材を切って数カ所に使用する場合は、箇所ごとに長さの記載を行い、複数個所で使用する旨が記載されていること
- ・材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されていること※工事一式等は不可
- ・工事見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が抽出され明示されていること。対象範囲を明示することが困難な項目については、適切な方法で対象範囲を按分してあり、その根拠が明示されていること
- ・諸経費を計上している場合や値引きがある場合、金額按分されていること
- ・工事見積書の宛名、住所（施行場所）等が被保険者本人であること
- ・工事見積書に社名等の記入や社印が押印されていること
- ・工事見積書の計算が合っていること

(4) 改修前・後の図面（平面図）

- ・被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できるものであること
- ・段差解消の場合、前後の状態が分かりやすく図面に記載していること
- ・踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法が記載されていること

(5) 改修前の写真（撮影日付入りのもの）※写真現像代は住宅改修費の支給対象外

- ・改修箇所ごとの写真であること（番号等で図面と同期していることが望ましい）
- ・写真の枠内に日付が入っていること（日付機能がない場合は、黒板等に日付を記載の上、撮影すること。）
- ・段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真と、その近接写真（目盛が読める）の2枚が必要

(6) カタログ

- ・改修内容・メーカー・使用部材等が確認できるようなカタログ又は図面が添付されていること
- ・特注品の場合は、カタログに相当する設計図の添付があること

8. 申請書類に関する留意点

【住宅改修が必要な理由書】

住宅改修が必要な理由書を作成する者は、基本的には居宅サービス計画等を作成するケアマネジャー及び地域包括支援センター担当職員とされており、理由書を作成する業務は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環として位置付けられています。

ただし、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成に当たる介護支援専門員等がない場合には、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上の資格を有する者が理由書を作成することができます。（資格証の写しを添付）

【写真】

現状がどのようになっているのか、これからどのような工事を行うのかを確認するために重要な資料となりますので、以下内容に注意して撮影してください。

- ※ 改修箇所だけでなく、全景や被保険者の導線が分かるように引いた位置から撮影してください。
- ※ 黒板などに日付（○年○月○日）を入れて撮影してください。
- ※ 改修内容に応じて物差し等をあてて、数値が確認できるように撮影してください。
- ※ 改修後の写真は、改修前の写真と同じ位置や角度から撮影してください。
- ※ 取り付けた部材が全て写真内に収まるように撮影してください。

○手すりの取り付けの場合

写真上に取付け位置や形（縦付、横付、L型など）などを入れてください。

例：マジックなどで写真に直接記入する。取付け位置に、テープ等をあてて撮影する。

○段差解消の場合

段差部分が確認できる角度から、物差し等をあてて、段差の高低がわかるように撮影してください。床面のかさ上げの場合は、各段差部分の写真と床面全体が確認できるもの、それぞれを提出してください。また、傾斜の解消の場合は勾配を入れてください。

○床材の変更の場合

工事範囲や材質など、改修内容が分かるように撮影してください。

○扉の取り替えの場合

扉の内開き・外開き、開き勝手の変更など、工事内容に合わせて、それぞれ工事前の扉の位置や状況が分かるように撮影してください。

○便器の取り替えの場合

段差解消などを伴う場合は、トイレ全体が確認できる写真の他に、段差部分の詳細が分かる写真も提出してください。

【見積書】

- ※ 宛名は、必ず被保険者としてください。
- ※ 工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分して、記入してください。
諸経費は原則として工事費の10%以内とし、その中に含まれる費用は、運搬費、搬入費、持込残材処分費、養生費、仮設関係費、消耗品費、交通費、燃料費、通信費、設計料、積算費用、申請手数料、事務経費等です。

【領収書】

- ※ 領収書の宛名は、原則本人（被保険者）としてください。
- ※ 印紙税法に基づき、5万円以上、100万円以下の領収書に対しては200円の収入印紙を貼付してください。

【工事内訳書】

- ※ 工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分して、記入してください。（写真現像代は給付対象外です。）

9. 住宅改修費が支給できない・一部支給となる場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができませんのでご注意ください。

(1) 事前承認後の改修内容の無断変更

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。施工業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行うと介護給付費の対象外となる場合があります。

改修内容の変更がある場合は、改修前に必ずケアマネジャー等に相談し、高齢者支援課介護保険係（TEL：0537-85-1118）へご連絡ください。

(2) 改修中に被保険者が死亡した場合

被保険者が、工事完了前に死亡した場合は、住宅改修費の支給対象外となります。

ただし、工事中に死亡した場合は、死亡時に完成している部分までは、介護保険の給付対象として申請できます。

(3) 改修中に被保険者が入院した場合

着工後に、容態の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合は、被保険者が入院するまでに完成した部分までが給付対象として申請できます。

(4) 被保険者が退院・退所できない場合

退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障がでると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。ただし、退院・退所しないこととなった場合は、住宅改修費の支給を受けることができなくなります。

(5) 要介護認定が「自立」となった場合

要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出てからとなります。ただし、認定結果が「自立」の場合は、住宅改修費の支給を受けることができなくなります。

※事前申請をしなかったために、住宅改修費が支給されずトラブルになる例があります。また、施工業者によっては、支給上限があることや事前申請が必要なことを説明せず「介護保険で全部できます」と安易なセールスをし、契約後に支給対象とならないことが発覚する等のトラブルも報告されています。

制度を利用する場合は必ず担当のケアマネジャー等に相談してください。